

県単独土地改良事業（農業農村整備事業）の運用について

平成13年4月1日付け農整第11号
最終改正 令和5年5月26日付け農整第323号

（総則）

第1 岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（平成18年4月3日付け農計第24号農政部長通知）別表第1～2（県単独土地改良事業）の表1の項に掲げる事業（農業農村整備事業）の実施に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年2月23日付け岐阜県規則第8号）岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領（平成18年4月1日付け農整第40号農政部長通知）によるほか、この運用によるものとする。

（補助対象事業）

第2 補助対象となる事業は、国庫補助対象以外の農業農村整備事業で、農業生産基盤整備、快適なふるさとづくり及び農村浄水公園等の整備を推進し、もって農業の振興と農村の環境整備を促進する次の事業とする。

- 一 かんがい排水事業
- 二 圃場整備事業
- 三 農道整備事業
- 四 快適なふるさとづくり事業
- 五 農地防災対策事業

2 交通量の増加などによる社会情勢の変化や、近年の局地的異常気象による影響などによって施設能力が低下している施設について、管理者の責に帰すべき事由に寄らない突発的な破損等に対応した緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業についても補助対象とする。

（事業実施地区の採択基準）

第3 事業実施地区の採択基準は、別紙1に掲げるとおりとする。

（事業実施の細目）

第4 事業の実施にあたっての細目は、別紙2に掲げるとおりとする。

（その他）

第5 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないとき、又は埋立によるため池の廃止を行うときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この運用は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成25年7月26日から適用する。

附 則

この運用は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、平成30年3月22日から適用する。

附 則

この運用は、平成30年9月5日から適用する。

附 則

この運用は、平成31年3月29日から適用する。

附 則

この運用は、令和4年6月21日から適用する。

附 則

この運用は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この運用は、令和5年5月26日から適用する。

農業農村整備事業制度の概要

予算科目	団体営土地改良事業費	事業名	農業農村整備事業			経費区分	県単建設事業費																			
細事業名	かんがい排水事業		圃場整備事業	農道整備事業				快適なふるさとづくり事業	農地防災対策事業																	
事業の内容	国庫補助事業の採択基準に該当しない小規模の受益地を対象として、土地改良事業を推進し、農業経営基盤の確立と合理化を図る。 また、異常気象による農作物の被害を防止するため、干ばつ応急対策を実施し、農業用水の確保を図る。	中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない小団地の圃場整備を実施し、農作業の機械化等により経営の合理化を図る。 また、中山間地域の担い手育成支援として水田法面管理作業の軽減を支援する。	中山間地を中心として、国庫補助事業の採択基準に該当しない農道の新設改良、既設農道の舗装及び農道橋の架設を行い、農作業用機械の運行と農作物の荷傷み防止及び維持管理費の軽減により、農業経営の改善と合理化を図る。	農村の健全な発展を図るために、国庫補助又は県単補助の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設について、景観、親水、地域的利用等に配慮した整備を行い、美しい県土づくりに寄与するとともに、集落内の用排水路の整備を行い、快適で潤いのある農村生活環境の創造を促進する。	県土の強靭化を図るために、土地改良施設を善良な管理者の注意をもつて適正な管理を行っていく必要がある。本事業では、適切な危機管理を行うために必要な機材等の購入及び設置並びに小規模なため池の貯水機能を無くすための埋立て等を行い、関連施設の保全や地域の減災を図る。																					
【緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業】 本事業又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発的に発生した施設破損等に対する緊急補修及びこれに関連する予防保全対策を実施することにより、農村地域の営農を支える土地改良施設等の保全を図る。																										
負担区分	工種	県費	地元	工種	県費	地元	工種	県費	地元	工種	県費	地元														
	機械揚水・干魃応急対策 ・用水確保緊急対策（機械揚水、機械器具貸借）	50%	50%	圃場整備	(35)※1 30%	(65)※1 70%	農道整備	(45)※1 40%	(55)※1 60%	修景施設等整備 集落用排水路整備	1/3	2/3														
	かんがい排水・ため池	(45)※1 40%	(55)※1 60%	水田法面管理支援	定額(215円/m ²)以内																					
	暗渠排水・客土・安全施設	30%	70%	※水田法面管理支援はR7年度まで。																						
	農地保全対策	50%	50%																							
	干魃応急対策 仮設工事	40%	60%	応急工事																						
採択基準	1 受益面積は、1ha以上20ha未満とする。ただし、振興山振、野菜指定産地及び果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則とする（干魃応急対策及び用水確保緊急対策は、1ha以上とする。）。また、機能診断を受け、機能保全計画を策定した県営造成の基幹水利施設については、機能保全計画に基づく対策工事を実施するまでの間に発生した、軽微な緊急補修工事等であり、かつ、農林事務所長が必要と認める地区及び内容とする。 2 事業費は、100万円以上とする。ただし、干魃応急対策及び用水確保緊急対策の機械揚水のうち機械器具購入にあっては50万円以上とし、機械器具貸借及び仮設工事にあっては1事業地区当たり事業費が10万円以上かつ1市町村当たり補助金額が10万円以上とする。 3 干魃応急対策は、連続干天地域又は用水源の流域が連続干天地域のいずれかに該当する場合を対象とする。 4 用水確保緊急対策は、取水不能による農業被害を防止するために必要な応急ポンプ等を対象とする。 5 農地保全対策は、農用地の侵食及び崩壊を防止するために排水施設等の新設、改修及び廃止を対象とする。 6 干魃応急対策のうち機械器具貸借及び仮設工事にあっては、土地改良区、土地改良組合、水利組合又は土地改良区連合が行う事業について、市町村が事業費の一部を補助する場合に限り補助対象とする。	1 圃場整備の受益面積は、かんがい排水事業と同じ、事業費は、100万円以上とする。 2 水田法面管理支援は、水田法面管理作業を軽減するために、カバープランツ導入に要する経費を助成し、事業費は50万円以上／事業主体とする。対象地域は、特殊地域内又は農林統計上の中間地域内（農林統計に用いる農業地域類型区分のうち、中間農業地域又は山間農業地域をいう。）のいずれかの農地とする。	1 受益面積は、1ha以上20ha未満とする。ただし、野菜指定産地及び果樹濃密生産団地においては、1ha以上10ha未満を原則とし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯及び特別豪雪地帯においては、受益戸数2戸以上、受益面積10ha未満を原則とする。 2 道路は、全幅員2.0m以上、延長200m以上を原則とする。ただし、振興山村地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯及び特別豪雪地帯においては、全幅員2.0m以上、延長100m以上を原則とする。 農道橋は、永久構造で、有効幅員2.0m以上を対象とする。 また、農道舗装は、既存の舗装道路に接続しているものを対象とする。 3 事業費は、100万円以上とする。	1 対象事業は、原則として農業振興地域内で行われる事業とする。 2 修景施設等整備は、国庫補助事業又は県単独立地改良事業の農業生産基盤整備事業により整備される土地改良施設に附帯するものであること。 3 集落用排水路は、集落内の生活用水路、雨水及び生活雑排水の排水路並びにこれらと関連する附帯施設の整備とする。 4 事業費は、100万円以上とする。	1 機材等の設置等は、農業用排水機は県内の73建屋、農村生活環境施設は農林水産省又は県の補助事業により整備され、現在、避難所として指定がされている施設を対象とする。 2 機材等の設置等は、安全を確保するために必要なものののみを対象とし、事業費は、50万円以上とする。 3 埋戻し等を行うため池は農業用ため池台帳に記載がない官有地内にある農業に利用されていたため池（かつて受益戸数2以上のもの）であって、豪雨等により決壊した場合に下流の公共施設や民家及び事業所に影響があるものを対象とし、頭首工は廃止する場合のみを対象とし、応急工事は災害査定において欠格となった一定のものを対象とし、事業費は、おおむね100万円以上とする。 4 事業費は、800万円未満とする。																					

※緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業については、本事業又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象とし、事業費は100万円以上とする。
負担区分は、実施する工種に準じる。

※1 括弧内は、特殊地域（過疎、山振、急傾斜、特定農山村、特豪）。

(別紙2)

農業農村整備事業の実施について

第一 一般事項

1 事業費等について

1 地区の事業費は、100万円（設計事業費）以上とする。ただし、かんがい排水事業の干魃応急対策及び用水確保緊急対策（機械購入費に限る。）、圃場整備事業の水田法面管理支援及び農地防災対策事業の機材等の購入、設置等にあっては50万円以上、かんがい排水事業の干魃応急対策及び用水確保緊急対策（機械購入費を除く。）にあっては1地区当たり10万円以上とする。

2 用地買収補償費について

- (1) 用地買収費は、原則として補助対象としない。
- (2) 補償費は、上下水道、電柱移転、消火栓移設等公共性の高いものについて補助対象とする。

3 測量試験費について

原則として補助対象としない。

4 工期

原則として1年以内とする。ただし、換地を伴う圃場整備事業及び技術的にやむを得ない場合は、2年以内とする。

5 市街化区域等の事業採択について

- (1) 受益地は、現に農地として良好に管理されている地域であることを条件とする。
- (2) 原則として水田農業経営確立対策に必要なかんがい排水事業及び既存施設の維持管理事業のみを対象とする。

第二 個別事項

1 かんがい排水事業のうち機械揚水の対象範囲について

- (1) 吸水施設（削井を含む。）から末端自由水面（1つ目の制水弁等）までとする。（別図参照）
- (2) ポンプの上屋又は外構（フェンス等）でポンプと一体として整備する場合は、機械揚水に含める。

2 かんがい排水事業について

- (1) 水田農業確立のために、営農上特に必要な地域において行う用水路の漏水を防止する工事等についても、補助対象とする。（例：嵩上げ、目地補修、制水樋門）
- (2) 工事箇所が同一水系統内であれば、1地区として扱うものとする。

(3) 蛍ブロック水路等生態系に配慮した水路及び修景若しくは景観に配慮した水路の改良又は整備については、補助対象とする。

3 かんがい排水事業のうち干魃応急対策について

- (1) 機械器具賃借料は、揚水機、原動機及び送水管等を補助対象とする（当該機械器具の運搬、据付け、撤去及び整備に必要な経費を含む。）。
- (2) 仮設工事は、河床掘削、土嚢設置等導水工事に必要な経費を補助対象とする。
- (3) 連続干天地域とは、連続干天日数（日雨量が5mm以下日の日は、干天日とみなす。）が20日以上又は30日間の総雨量が100mm以下である地域とする。

4 かんがい排水事業のうち農地保全対策について

- (1) 農用地の浸食及び崩壊を防止するための排水施設等の新設、改修及び廃止を補助対象とする。
- (2) 農用地の浸食又は崩壊による人家、人命及び公共施設の災害を未然に防止することができる農業用排水路、土留工等の新設、改修又は廃止も補助対象とする。

5 かんがい排水事業のうち用水確保緊急対策について

- (1) 機械器具賃借料は、揚水機、原動機及び送水管等を補助対象とする（当該機械器具の運搬、据付け、撤去及び整備に必要な経費を含む。）。
- (2) 仮設工事は、河床掘削、土嚢設置等導水工事に必要な経費を補助対象とする。
- (3) 取水不能による農業被害を防止するために応急ポンプ等による対策が必要な地域とする。
- (4) 突発的な施設破損等が生じたことにより本事業を実施しようとする施設管理者は、施設破損の原因を明らかにし、実施工事の内容と併せて別記様式3により農林事務所長に協議するものとする。
- (5) 農林事務所長は、施設管理者から（4）による協議があった場合において本事業の採択基準に照らし、適当と認めるときは、速やかに別記様式4により通知するものとする。
- (6) 施設管理者は、別記様式4による農林事務所長からの通知があったことをもって、交付決定前に着工することができる。ただし、緊急を要するなどやむを得ない場合は、この限りでない。

6 圃場整備事業について

①圃場整備について

- (1) 団地構成については、1団地の面積が1ha未満の場合であっても、営農上の作業体系が他の団地と一体的に行われるもの又は用排水系統が同一の場合に限り、2団地以上合わせて1ha以上かつ受益者が2戸以上となる地区は、補助対象とする。
- (2) 畑地帯総合土地改良事業及び農地開発事業についても、圃場整備事業の枠内で実施する。

②水田法面管理支援について

- (1) 事業主体は、市町村、農業協同組合及び土地改良区とし、農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者（以下、「団体等」という。）の水田法面のカバープランツ処理に係る経費を補助対象とする。
- (2) 本事業で対象とする農地は、担い手育成重点推進地域（中山間地域等担い手育成総合対策事業実施要領（平成29年3月23日農経第1598号農政部長通知）第2の1に規定する担い手育成重点推進地域をいう。）内の農地中間管理機構から借り受けたものに限る。
- (3) 補助対象事業費は、1m²当たり430円以下かつ1団体等当たり300万円以下とし、県は、その1/2以内を事業主体へ補助する。
- (4) 事業主体が間接補助事業とする場合の補助金額は、(3)と同様とし、事業主体が県と同額を補助する。
- (5) 事業主体への補助金交付に係る事務は、農業経営課で行うものとする。

7 農道整備事業について

- (1) 幅員は、全幅員2.0m以上とする。
- (2) 延長については、1路線で200m以上を原則とするが、2路線以上となっても、當農通作上一体と認められる場合は、補助対象とする。
- (3) 農道橋の幅員は、車道幅員2.0m以上であることを原則とするが、農作業に供するもので、やむを得ない場合は、農作業用機械の利用上必要最小限の幅員であっても、補助対象とする。
- (4) 舗装設計は、原則として「土地改良事業計画設計基準・設計「農道」（平成17年3月）」（農林水産省農村振興局整備部設計課監修）によるものとする。
- (5) 舗装計画路線は、舗装道路に接続していることを条件とする。
- (6) 修景又は景観に配慮した法面保護工、ガードレール及び落石防止施設等は、補助対象とする。
- (7) 特殊舗装（透水性舗装、カラー舗装等）は、修景、景観、地下水涵養、通学路等必要性が認められる場合に限り、補助対象とする。

8 快適なふるさとづくり事業について

- (1) 修景施設等整備は、生態系の保全及び修景又は景観に配慮した施設の整備を対象とし、かつ、土地改良施設の改良又は改修に伴って生じた余剰地を利用して実施するものを補助対象とする（用地整備、修景施設整備、休憩施設整備、遊歩道整備等）。
- (2) 集落用排水路の対象地域は、原則として農業振興地域内の農業集落を対象とする。
- (3) 農業用排水路は、農業用排水の水質保全又は農業集落の居住環境の改善を図るために行う用排水及び雨水汚水を排除する施設並びにその附帯施設（フェンス、ガードレール、修景施設等）を補助対象とする。
- (4) 水路整備の延長は、取付水路を含めておおむね1系統50m以上とする。
また、附帯施設については、本体工事の2割以内とする。

9 農地防災対策事業について

- (1) 機材等の設置等は、安全を確保するために必要な対策を行うものとし、雨量計や水位計、監視モニタ等の監視機器の購入及び補強機材等の設置などを行う。なお、ため池については、ため池防災支援事業を活用するものとする。
- (2) 農業用ため池台帳に記載のあるため池において、貯水機能をなくすための埋立て等が必要となった場合は、規模及び条件に応じて県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業又は本事業のかんがい排水事業（農地保全対策）で対応していくものとする。
- (3) 従前にあった農村浄水公園等整備事業については、『補助対象期間は、農業集落排水処理施設の一部供用開始の翌年度までとする』としており、一定の役割を終えたことから制度を廃止する。
- (4) 頭首工の廃止は、かんがい用としての役割を終えたものを補助対象とする。
- (5) 応急工事は、県営特定農業用施設等災害復旧事業を実施する地区において、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第3条第12項による審査の結果、県以外の者が行った応急工事が不適格とされた場合を補助対象とし、補助率は、当該地区の国庫補助相当率とする。

10 農業農村整備事業のアロケーションについて

- (1) 農業農村整備事業以外の目的を持った事業（他目的事業）と共同施工又は合併施工を行う場合は、農業農村整備事業の目的部分と他目的事業の目的部分とについて、費用負担の振分け（以下アロケーションという。）を行うものとする。
なお、アロケーションは、原則として優先支出法によるものとするが、必要に応じて他の方法で行うことができるものとする。
- (2) アロケーションを行う際は、次の事項に留意するものとする。
 - ア 費用の負担は、客観的に妥当な方法を探るとともに、その方法の選択理由を明確にしておくこと。
また、負担割合の算出基礎も明確にしておくこと。
 - イ 他目的事業の共同施工又は合併施工に当たっては、共同し、又は合併して事業を実施する相手方との間において協定書を必ず締結すること。
なお、協定書に記載する内容は、主として次の事項とする。
 - 工事名、共同工事内容、施工場所、事業費、並びに費用の負担方法、負担率及び金額、施工区分、工期、財産の帰属並びに管理並びに改築工事を伴う場合の条件等
 - ウ 農業農村整備事業の申請に当たっては、アロケーションの内容が分かるよう申請書に明示すること。

11 緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業について

- (1) 対象となる施設は、本事業又は団体営規模以上の事業により造成された施設とし、本事業に係る1地区の事業費は、100万円（設計事業費）以上とする。ただし、事業の緊急性が低いと判断される場合、別事業で即時対応が可能な場合などは、本事業の対象としない。

- (2) かんがい排水事業の機能診断を受け、機能保全計画を策定した県営造成の基幹水利施設については、県営かんがい排水事業等で早期に実施することが不可能な場合で、かつ、軽微な内容の緊急補修工事に限り補助対象とする。
- (3) (2) は、機能回復を原則とし、日常的に実施する維持補修内容に該当する場合は、補助対象としない。
- (4) 本事業の活用に当たっては、事前に施設破損の原因を調査することとし、その調査費も併せて補助対象とする。ただし、調査の結果、施設破損が管理者の責に帰すべき事由によるものである場合は、調査費及び工事費ともに補助対象としない。
- (5) 本事業に限りは、その性格上、補助金の交付決定前に着工することができる。
- (6) 本事業の取扱いについては、別紙3に定める。

(別紙3)

緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業の取扱い

(適用)

第1 本取扱いは、県単農業農村整備事業のうち、交付決定前の着工が必要となる緊急補修及び緊急補修に関連する予防保全対策に適用する。

(用語の定義)

第2 「緊急補修事業」とは、交通量の増加などによる社会情勢の変化や、近年の局地的異常気象による影響などによって施設能力が低下している農業用施設について、管理者の責に帰すべき事由に寄らない突発的な破損等が発生した場合又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）の適用を受けた災害において、被害報告がなされたが農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）第2条第6項又は第7項の規定の適用を受けなかった同第1項に規定する農地及び農業用施設について、市町村又は土地改良区単位で、緊急的に実施する必要がある場合の補修事業をいう。なお、緊急補修事業には応急的な対策も含まれるが、併せて恒久的な対策が当該年度内に実施されるものに限る。ただし、突発的な破損等が年度末（おおむね2月上旬以降）に発生した場合の恒久対策は、遅くとも翌年度内に実施するものとする。

2 これに関連する「予防保全対策事業」とは、緊急補修事業を実施する施設と同一のもの（同一水系内、同一路線内等にあるもの）で、現時点で破損等は生じていないが、近い将来、緊急補修事業を実施する箇所と同様の破損等が生じる可能性があるため、あらかじめ実施する必要がある保全対策事業をいう、なお、緊急補修事業を実施する箇所で生じた破損等の原因を解消する工事についてもこれに含まれる。

(事業実施の協議)

第3 突発的な施設破損等が生じたことにより本事業を実施しようとする施設管理者は、施設破損の原因を明らかにし、実施工事の内容と併せて別記様式1により農林事務所長に協議するものとする。

(事業実施の通知)

第4 農林事務所長は、施設管理者から第3による協議があった場合において本事業の採択基準に照らし、適當と認めるときは、速やかに別記様式2により通知するものとする。

(工事の着手)

第5 施設管理者は、第4による農林事務所長からの通知があったことをもって工事着手する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない場合は、この限りでない。

(その他の手続き)

第6 岐阜県補助金等交付規則、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領に基づく補助金交付の手続は、第3及び第4の事務手続完了後、速やかに行うこととする。

(別図) 「機械揚水」の補助対象範囲の考え方

